

福 利 厚 生

第1節 概 要

教職員の福利厚生については、教職員の生活安定と福祉の向上を目指し、県教育委員会、公立学校共済組合、(財)福島県教職員互助会の三者が緊密な連携を保ちながら、福祉の増進を図った。

特に、重点事業として実施している人間ドックについては検診人員の大幅な増を図った。

また、共済組合においては、新たに乳ガン検診を実施し、女子教職員の成人病予防の充実に努めるとともに、教職員持家促進としての住宅貸し付けの規制緩和、レクリエーション事業等の促進、並びに郡山会館の建築設計を行った。

一方、互助会においても、会員負担の軽減を図るため掛金率 $\frac{0.5}{1,000}$ を引き下げ、また、医療給付、厚生事業の一部改善を行い、新規事業として、輸血見舞金制度、登山教室、フィールドワーク助成事業を新設した。

退職教職員の福利厚生としては、恩給、退職年金の増額改訂が4月1日から実施され、公務員給与水準との格差は1年に短縮された。

なお、共済組合員・互助会員数は次のとおりである。

(昭和53年3月31日現在)

区 分	共 済 組 合 員			互 助 会 員	被 扶 養 者
	男	女	計		
一 般	13,133	8,365	21,498	20,172	34,219
任 意 継 続	324	248	572	497	379
計	13,457	8,613	22,070	20,669	34,598

第2節 短 期 給 付

1 共 済 組 合

(1) 本年度において給付の取り扱いが次のとおり改正になった。

① 家族療養費附加金と国又は地方公共団体が行う公費負担医療費とが競合する場合にあっては、公費負担医療費を優先することとし、昭和52年8月1日より公立学校共済組合定款の一部が改正された。

② 健康保険法の一部が昭和53年1月1日より次のとおり改正された。

ア 初診時一部負担金の額が200円から600円に引き上げられた。(健康保険法第43条の8関係)

イ 入院時一部負担金の額が1日当たり60円から200円に引き上げられた。(健康保険法第68条関係)

ウ 傷病手当金の支給期間が6か月から1年6か月に延長された。(地方公務員等共済組合法第68条関係)

(2) 短期給付額 (52. 4. 1~53. 3. 31)

種 別	件 数	金 額	組合員1人 当り 付 額	
医 療 給 付	療 養 の 給 付	149,968	1,473,729,887	
	家族療養の給付	227,085	1,472,991,942	
	療 養 費	1,136	6,225,145	
	家族療養費	1,354	6,163,273	
	高額療養の給付	1,324	34,702,803	
	高額療養費	1,490	44,251,185	
	薬 剤 支 給	5,455	20,191,028	
	看 護 移 送 料	29	1,936,152	
	小 計	387,841	3,060,191,415	138,658
	そ の 他 の 給 付	出 産 費	404	57,072,256
配偶者出産費		259	29,991,623	
育児手当金		648	1,555,200	
埋 葬 料		39	9,005,552	
家族埋葬料		180	31,242,171	
傷病手当金		68	9,441,463	
出産手当金		5	1,030,145	
休業手当金		1	46,453	
弔 慰 金		—	—	
家族弔慰金		2	366,654	
災害見舞金	18	3,771,054		
小 計	1,624	143,522,571	6,503	
法 定 給 付 合 計	389,465	3,203,713,986	145,161	
医 療 給 付 附 加	家族療養費附加金	201,749	357,594,400	
	入院附加金	2,373	12,558,300	
	小 計	204,122	370,152,700	16,771
そ の 他 の 給 付 附 加	出産費附加金	398	4,322,728	
	配偶者出産費附加金	259	3,648,974	
	育児手当金附加金	643	3,215,000	
	埋葬料附加金	39	572,888	
	家族埋葬料附加金	180	2,740,133	
	傷病手当金	57	9,490,799	
	災害見舞金	18	2,262,625	
	結婚手当金	402	12,060,000	
小 計	1,996	38,313,147	1,735	
附 加 給 付 合 計	206,118	408,465,847	18,507	
短 期 給 付 総 計	595,583	3,612,179,833	163,669	